

## 渡辺航太さん損害賠償責任訴訟についての当社見解と再発防止策

平成 30 年 2 月 8 日

株式会社グリーンディスプレイ  
代表取締役 浅利彦治

株式会社グリーンディスプレイ（以下、「当社」といいます）と渡辺淳子及び浩氏間の損害賠償の請求に関する民事裁判において、本日、横浜地方裁判所川崎支部の和解勧告を双方が受諾し、和解が成立致しました。

争点の詳細については、解明されていない点が多く残っていますが、尊い命が喪われた重い事実とご遺族の悲嘆を鑑み、和解によって早期解決に同意致しました。

改めまして、若く希望に溢れていた渡辺航太さんご本人の無念およびご遺族の悲嘆に心から哀悼の意を表します。

当社はこの勧告を厳粛に受け止め、関係者の皆様に多大なご心配とご迷惑をお掛けしましたことを、心よりお詫び申し上げます。

今後は、業務量の適正化、勤怠管理の新手法導入、フレックスタイム制の導入、インターバル時間勤務制度導入等々既に実施済の対策も含め再発防止を徹底して参ります。

当社は社員 70 余名の小さな企業であります。社員各々が熱意と専門性を持って仕事に取り組んで参りました。創業以来、日々の努力を積み上げ精励して参りましたが、今回の勧告を受け、向後はより公器としての社会的役割も十分に担っていくよう自らを厳しく律し、信頼の回復に全力を尽くす所存です。

### 【これまでの経緯】

平成 25 年 10 月 16 日	アルバイトとして就労開始
平成 26 年 3 月 16 日	正社員として就労開始
平成 26 年 4 月 24 日	交通事故発生
平成 26 年 10 月 22 日	警察による事件性なしとの判断
平成 26 年 12 月 17 日	通勤災害として労災が認められ、遺族一時金・定額特例支給金および葬祭金給付
平成 27 年 4 月 24 日	ご遺族様より損害賠償訴訟提起
平成 30 年 2 月 8 日	和解案受諾

### 【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社グリーンディスプレイ  
広報担当 管理本部本部長 河野賢治  
TEL: (03) 5787-5222

## 弁護団声明

本和解は、和解条項案のみならず、長文の和解勧告理由が付され、またそれを法廷で公表するという異例な方法で勧告された。

この和解条項を受諾するにあたり、この勧告理由の中で裁判所が言及している事実認定について、本件弁護団の見解を以下のとおり表明させていただく。

1. 弁護団は、和解条項について会社が受け入れ、また裁判所が示した和解勧告理由のうち、適正な労働環境の下で労働が実現されるべきことには全く異議がない。又、本件の事実認定に関する裁判所の判断については問題があるものの早期解決を実現するために和解案を受諾することについては妥当と判断する。
2. しかし、同理由のうち本件の事実認定に関する裁判所の判断については、少なくとも

① 事故原因

② 過失相殺

の二点において、異論があることをここに表明する。

本件の主要な争点の一つは、本件事故が居眠り運転であるのか否か、また、居眠り運転とされた場合でもそれが過労の結果生じたものか否かである。

本件事故においては、居眠り運転に通常みられる直前の蛇行状態がないことに関して、原告側からは「マイクロスリップ」なる理論が主張され、それによって蛇行がなくても居眠り運転の可能性がある、という理論が展開されたが、その理論の存在は直ちに本件事故が居眠り運転であることの根拠となるものではない。この点は、そもそも、前夜からの作業時間のうち、実労働に充てられた時間の量とそれによる疲労の度合いがどのようなものであり、それが居眠りを誘発するものであったか否かという本件の重大な争点に関わるものであり、法廷で証拠によって事実が認定されなくてはならない点であった。

加えて、運転者には元々過労運転をしてはならない義務が課されており(道路交通法第 66 条)、眠気を感じながらあえて危険なバイクでの帰宅を選択することは通常考え難いことから、亡航太氏が帰宅の途につく際にバイクを用いたことは、少なくとも眠気の自覚はなかったことを推定させている。そもそも会社は、四輪車による通勤についてさえ許可制をとっており、本件当日、亡航太氏がバイクに乗って帰宅の途についたことを認識していた社員は一人もいない。亡航太氏の帰宅時点である午前 8 時 48 分は、公共交通機関が動いており、亡航太氏がこれを利用しない理由は何も無かった。現に同じ作業に従事した社員の大半は、公共交通機関によって帰宅している。

このように本和解案が前提とした事実認定は、重要な点の証拠調べを行う前の段階であるにもかかわらず、本件交通事故の原因を居眠り運転とし、その責任の 9 割を会社の責任とする前例のない判断をしたものであり、この認定は大いに問題があると言わざるを得ない。

3. 本勧告文は、「過労ないし極度の睡眠不足による交通事故死」なる労働災害の新たな類型を提起している。しかし、新たな労働災害類型を認めるに当たっては、まずもって慎重かつ客観的な理論と論理が展開されるべきであり、そのうえで該当する事実を証拠に基づいて認定すべきである。そうした通常の手順を踏むことによる事実の認定こそ、事故の教訓を次に活かすことができ、より適正な労働環境の下で労働をする社会を実現する一助になると思うものである。

以上